

# ご旅行条件

## 1. 本旅行条件書について

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条5に定める「交付する契約書面」の一部となります。

## 2. 旅行契約の締結及び適用範囲

- (1)この旅行は、株式会社デイトライン(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。
- (2)旅行契約の内容・条件は、インターネットホームページ(以下「ホームページ」といいます。)/パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(以下「旅行日程表」といいます。))及び当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部、以下「約款」といいます。))によります。旅行契約の範囲は日本発着のものについては、パンフレット等に記載している出発地の空港を出発してから、当該空港に着くまでとなります。また、お客様のご希望により、日本国内の空港から本項(2)の発着空港までの区間を、当社手配の「国内線乗継者追加プラン」として利用する場合は、この部分は上記区間の手配が完了した時点で、旅行契約の一部として扱います。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供による運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

## 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1)当社又は当社の委託先業者にて(以下「当社」といいます。))当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。また、旅行契約は、当社から予約の承諾を申込書と申込金を受領した時に成立するものといたします。
- (2)当社からは電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込を受け付けることができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内で申込書の提出と申込金の支払いが完了したとさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがない場合、当社からはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、郵便又は、ファクシミリでお申込みの場合は、申込書の提出と申込金の支払い後、当社からお客さまと旅行契約を承諾する通知を出したときに、また電話によるお申込みの場合は、本項(2)により申込書と申込金を当社が受領したときに成立いたします。
- (4)当社からは、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めたときは、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間でおこなうことができます。
- (5)申込金の額は下記のとおりです。

区 分	申込金(おひとり)
旅行代金が3万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円未満	20,000円以上旅行代金まで

- 上記の旅行代金とは、第6項の「お支払い対象旅行代金」といいます。ただし、特定期間および特定コースではこれと異なる場合があります。その際はその旨詳細を別途表示します。
- (6)お申込みの段階で、満席、満室、その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社からは、お客様の承諾を得てお客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社が予約が可能となった旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し出があった場合、又は「結果として予約ができなかった場合は」、当社からは当該申込金を全額払戻しいたします。なお、ウェイトイングコースの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨を通知を行ったときに成立するものとなります。
  - (7)当社からは、申込手続き完了の場合、旅行契約成立前(後)における申込撤回(契約解除)等連絡に係る当社営業日・営業時間・連絡先(電話・ファクシミリ等)及び連絡方法をご案内いたします。

## 4. お申込み条件

- (1)お申込み時点で未成年のお客様は、当社が別途定めた一定条件に該当する場合は必ず保護者の同意書の提出が必要となります。
- (2)旅行開始日時点で15歳未満のお客様は、特定コース(小・中学生のみが参加対象のツアー等)に参加する場合は除き当該参加者の保護者の同行が必要です。なお、保護者が同行できない場合は、特定コースを除き、当該保護者が指定した16歳以上のお客様の同行が必要です。(当該同行者が未成年の場合は前(1)が同様に適用となります。))
- (3)特定の目的をもつ旅行については参加者の性別、年齢、資格、技能その他の参加条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (4)現在健康を損なわれているお客様、慢性疾患、妊娠中の方、または障害をお持ちのお客様で特別の配慮を必要とする場合は、その旨を旅行のお申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担となります。
- (5)身体に障害をお持ちのお客様は所定の「お問い合わせ」の提出をお願いします。
- (6)妊娠中のお客様は、ご自身の責任においてご参加をいただきます。ただし、妊娠36週を超えて以降(出産予定日の4週間以内)の航空機搭乗および予定日日が著りしない場合は、航空会社所定の診断書の提出が必要です。また航空機搭乗が「出産予定日の14日以内の場合は、産科医の同行が必要です。」「いづれの場合も現地事情や運送・宿泊機関等の状況により、お申込を現地で行っていただくか、お客様のご負担で自前の同伴者の同行等を条件とさせていただきます(場合)があります。また、ご参加の場合には旅行契約の内容の一部を変更させていただきます(場合)があります。
- (8)他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (9)お客様の場合により別行動(主に航空機区間)はできません。ただし、別途当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただくことを受けさせていただきます(場合)があります。
- (10)お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無および復帰の予定日等の連絡が必要です。その場合、離脱した部分の旅行費用(第9項(1)に記載されたもの等)の払戻しは行いません。
- (11)その他お客様の業務上の都合で、お申込みをお願いすることがあります。

<お申込の際には必ずこの条件書をお読み下さい。>

## 5. 契約書面及び旅行日程表のお渡し

- (1)当社は旅行契約成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当社はお客様に、集合時間、場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する情報を記載した旅行日程表を(遅くとも旅行開始日の前日までに)お渡しします。(年末年始やゴールデンウィーク等の特定期間に出発するコースを除き原則として旅行開始日の2週間前～7日以前にお渡しするように努力します。))ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算して7日以前になされた場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

## 6. お支払い対象旅行代金

「お支払い対象旅行代金」とは以下の合計金額から「割引代金」を差引いた金額(以下「本旅行条件書内では単に「旅行代金」といいます。))をいいます。「申込金」「取消料」「違約金」及び第23項の「変更補償金」のお支払いの際の基準となります。募集広告又はパンフレットの価格表示欄に「旅行代金」として表示された金額(以下「表示上の旅行代金」といいます。その内訳は第9項に定めます。))「追加代金」として募集広告又はパンフレットに表示した金額(内訳は第11項に定めます。))

## 7. 旅行代金の支払い期日

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日以前に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。基準日以降にお申込みされた場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までに支払いいただきます。

## 8. 渡航手続

旅行に必要な旅券、査証(ビザ)、予防接種証明書、再入国許可及び各種証明書(以下「渡航書類」といいます。))の取得については、お客様自身の責任で行なっていただきます。ただし、当社からは所定の取扱料金をいただき、別途の契約として渡航手続きの一部又は全部を代行します。この場合、渡航手続き業務を行うことと、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社からの責任に帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または、関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社からはその責任を負うものではありません。

## 9. 「表示上の旅行代金」に含まれるもの

- (1)以下のものが含まれています。(いずれもパンフレットまたは旅行日程として表示されたもの)航空・船航・鉄道等利用交通機関の運賃(コースにより等級が異なります。))送迎バス等の代金(空港、駅、埠頭と宿泊ホテル間)、都市間の移動バス等の代金。但し、旅行日程に「お客様負担」と記載がある場合を除きます。観光・視察の代金(バス等の代金、ガイド・通訳・入場料金等)ホテル等に係る宿泊代金、税金、サービス代金(2人部屋をお2人様で使用することを基準とします)食事に係る代金(機内食は除く)、税金、サービス代金お1人様ずつコース1個の荷物運搬料(航空機で運搬の場合お1人様20kg以内が原則となっていますが等級・方面によって異なります。))添乗員同行コースでの添乗員同行代金空港、埠頭および宿泊ホテル等における出迎等のサービスに係る代金その他募集パンフレット内で含まれる、明示されたもの
- (2)上記のものはお客様の都合により、利用されずとも原則として払戻しの対象外となります。

## 10. 「表示上の旅行代金」に含まれないもの

以下のものは含まれません。渡航手続諸経費(旅券・査証の取得および予防接種料ならびに渡航手続取扱料)

日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等日本国内の空港を利用する場合の空港施設利用料超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)クリーニング、電話に係る料金、ホテルのボーイ、メイド等へのチップ、その他追加飲食等の個人的諸経費日本国内の空港税、出国税およびこれに類する諸税、運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ等)、傷害、疾病に関する医療費等ご希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金その他募集パンフレット内で「 料金」と称したものを

## 11. 追加代金

第6項でいう追加代金は、以下の代金をいうお客様ご希望により1人(2人)部屋を1人で使用される場合の追加料金1人または奇数人数で参加される際、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨をパンフレットに表示したときの1人部屋または2人部屋を1人で使用した際に係る「1人部屋追加代金」お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」「カセットプラン」と称し、旅行契約の契約内容そのものとなる小旅行「延泊プラン」による延泊代金「C・クララ追加代金」と称する航空機使用座席の変更に関する差額運賃その他募集パンフレット内で「 代金」と称するもの

## 12. 割引代金

第6項でいう「割引代金」とは以下をいいます。その一部を例示します。1つのお部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件に設定した1人あたりのお部屋割引代金その他募集パンフレット内で「 割引代金」と称するもの

## 13. 旅行契約内容の変更

- (1)当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の責任以外に発生した事由が生じた場合において、また、お客様に固有の事情が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。

## 旅行企画・実施 株式会社デイトライン

- (1)いいます。))を変更することがあります。
- (2)前(1)の場合は、変更の事由に当社が関与しないことおよび契約内容の変更との相当因果関係を事前に説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ない場合は、変更後に説明をします。

## 14. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約成立後には、以下の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。
- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前に於ける日より前にお客様に通知します。
  - (2)当社は本項(1)の定める通用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減額額だけ旅行代金を減額します。
  - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - (4)第13項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増額したときは、サービスへの提供が行なわれていないにもかかわらず運送・宿泊機関の座席・部室その他の諸設備の不足が発生したとき(以下「オープニング」といいます。))による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - (5)当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増加する旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 15. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、当該お客様が指定した別の方に譲渡することができます。(ただし、コースにより、また時期により当該交替を一切お受けできない場合があります。))この場合当該お客様は、第16項(1)の オに定めた取消料のお支払いに替え当社に当該交替に要する手数料としてお客様1人あたり1万円お支払いいただきます。(ただし、取消料対象期間外の場合を除く)
- (2)旅行契約上の地位の譲渡の効力は前(1)の承諾を得、かつ手数料を当社が受理したときに成立します。(ただし、手数料不要の場合は承諾時)

## 16. 旅行契約の解除・払い戻し

- (1)旅行開始前お客様は、解除権ア. お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお(表1)でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が、当社の営業日、営業時間以内に解除する旨をお申し出いただいた日を基準とし、(お申出の期日に)より取消料の額に差が生じることもありますので、当社らの営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身で必ずご確認ください。(表1)本邦出国時または帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約

旅行契約の解除期日	a「特定日」に旅行を開始する旅行		b 特定日以外に旅行を開始する旅行
	旅行代金の10% (5万円を上限)	無料	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に於ける日以降 31日目に於ける日まで			
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に於ける日以降 3日目に於ける日まで	旅行代金が30万円以上・…・5万円旅行代金が15万円・…・3万円旅行代金が10万円・…・2万円	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日及び前日		旅行代金の30%	
旅行開始日の当日		旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡参加			旅行代金の100%

- 「特定日」とは、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7までをいいます。
  - 上記表内の「旅行代金」とは第6項の「お支払い対象旅行代金」をいいます。特定期間および特定コースでは、取消料の額は当社の約款の規定する範囲内で変更となる場合があります。その旨当該コースのパンフレットに表示します。
  - 追加代金を支払って本体のコースに付加して企画・実施する「プラン」と呼称するものは当該プランの代金を旅行代金とみなし(表1)に基づき取消料を算出することができます。その場合はこの旨をパンフレットに明示します。また、当該プランの「出発日」は本体の出発日とみなします。
  - 上記表内の「旅行開始後」とは、本条件書第21項「特別補償」に記載する、約款の別紙「特別補償規程」の第2条3項の定めによります。(例えば当社が「受付」を行う場合は、この受付完了時点以降を「旅行開始後」とし、「受付」を行わない場合は、最初の運送機関が航空機であるときは、搭乗手続きの完了時点以降を「旅行開始後」とします。))
- イ. 旅行契約成立後にコースおよび出発日を変更された場合も上記の取消料の対象となります。
- お客様は、以下に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除できます。a. 第13項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りません。
  - 第14項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などの旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大かつたとき。
  - 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の旅行日程表を同項に規定する日までに改訂しなかったとき。
  - 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従って旅行実施が不可能となったとき。
- エ. 当社は本項(1)の ア)により旅行契約が解除されたときは、すでに収めている旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を引き払い戻しを行います。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の ウ)により旅行契約が解除されたときは、既に収めている旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

オ. 旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」、以上の危険情報が出された場合は、当社は原則として旅行進行を中止いたします。ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行契約を解除するときは、所定の取消料の対象となります。

ウ. 当社の解除権

ア. お客様が第7項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の「ア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

- イ. 以下に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - バ. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - カ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施をさまたげるおそれがあると認められたとき。
  - ク. お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人数に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目にあたる日より前に旅行中止のご通知を行います。
  - ケ. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - コ. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した、円滑な実施が不可能となり、又は、不可能な地域があることが極めて大きいとき。
  - ク. 前の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」、以上の危険情報が出されたとき。(ただし、お客様の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合には、旅行を実施いたします。その場合の取消料は、「(1) (オ)」によりです。)

ウ. 当社は本項(1)の「ア」により旅行契約を解除したときは既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(1)の「イ」により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

- (2) 旅行開始後の解除
- お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責任と認めない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、旅行サービスの提供が不可能になった部分に係る旅行費用を払戻します。ただしその事由が当社の責任と認めない場合は、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いはたこれら支払うべき取消料・違約金その他のの各目による費用を差し引いて払戻します。

- ウ. 当社の解除・払い戻し
- ア. 旅行開始後であっても当社はつきに掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約を解除することがあります。
- ア. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
  - バ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - カ. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ク. 前の「官公署の命令」の一例として、旅行日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください。」、以上の危険情報が出された旅行の継続が不可能になったとき。

- イ. 解除の効果及び払い戻し
- 前 (ア)により旅行契約の解除が行われたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されたものとし、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当社が当該サービス提供者に支払いはたこれら支払うべき取消料・違約金その他のの各目による費用を差し引いて払戻します。
- ウ. 本項(2)の「ア」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

## 17. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は第14項(2)(3)(5)の規定により、旅行代金を減額した場合、又は、「前16項の規定によりお客様もしくは当社旅行契約を解除した場合、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第20項(当社の責任)又は第22項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 18. 当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、団体で行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 19. 旅程管理業務

当社は以下の業務を行ない、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認

- められたときは、旅行契約内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前(1)の措置を講じたにも係らず、旅行契約内容を変更せざるを得ない場合には、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (3) 添乗員の同行するコースでは添乗員が、同行しないコースでは現地係員が旅行を円滑に実施するために必要な業務を行います。尚、この業務は、旅行日程表に当社または手配代行者等の緊急連絡先を記載し、お客様からの連絡を受けて行う場合もあります。
- (4) お客様は旅行を円滑に実施するため、添乗員または現地係員の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。
- (5) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

## 20. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させる者(以下「手配代行者」という)が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が以下に例示するような当社または当社の手配代行者の管理し得ざる事由による損害を被られたときは、当社はお客様に対して前(1)の責任を負いません。ただし、当社又は、前(1)に基づき当社が責任を負う手配代行者の故意または過失が認められたときは、この限りではありません。
- 天災地変・戦乱・暴動・同盟罷業・ハイジャックまたは、これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 運送・宿泊機関のサービスの提供の中止これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- 日本または外国の官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離。
- 自由行動中の事故。
- 食中毒
- 盗難・詐欺などの犯罪行為。
- 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは自目的地滞留期間の短縮。
- (3) 手荷物について生じた前(1)の損害については損害発生の日から起算して21日以内に当社らに対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

## 21. 特別補償

- (1) 当社は、第20項(1)の定めに基づき(当社の責任が生ずるか否かを問わず、約款の別添「特別補償規程」で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって生命、身体または手荷物の上に被った一定の損害について以下のとおり、あらかじめ定める額の補償金および見舞金を支払います。
- 死亡補償金: 2,500 万円
- 後遺障害補償金: 程度に応じて死亡補償金の3 - 100%
- 入院見舞金: 入院日数により4万円から40万円
- 通院見舞金: 通院日数により2万円から10万円
- 携帯品損害補償金: お客様1名につき15万円を限度
- ただし、補償対象品の1個または1対については10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影すみのフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、シーディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータおよびその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。
- (2) 前(1)の損害については当社が第20項(1)の規定に基づき(責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金)の限度において、当社が支払うべき前(1)の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前(2)に規定する場合において、前(1)の規定に基づき(当社の補償金支払い義務は、当社が第20項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金(前(2)の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含む。))に相当する額だけ減額します。
- (4) お客様が旅行中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山、スライダービンゴ、ハンググライダー・搭乗、超軽運動機搭乗、ジャンプローン搭乗、ヘリコプタースキー、氷河スキーその他これに類する危険な運動中の事故によるもの等の約款の「特別補償規程」第3条および第5条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (5) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取扱います。
- (6) ただし、パンフレットおよび旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日(これを当社では「無手配日」といいます。)については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはみなしません。

## 22. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、またはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を受けず。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、パンフレットや旅行日程表に記載された旅行サービスについて、記載された旅行サービス内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

## 23. 旅程保証

- (1) 当社は、次左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の規定する変更を除きます。)、第6項で定める「お支払い」対象旅行代金)に次右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。
- 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。但し、第14項(4)でいうオーバーフローが発生している場合を除きます。
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変。

- イ. 戦乱。
- ウ. 暴動。
- エ. 官公署の命令。
- オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止。
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。
- キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置。
- 第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- 第20項の規定に基づき当社の責任が明らかであるとき、募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者1名に対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また旅行者1名に対して1旅行契約につき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替えて、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が前(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更において当社第20項(1)の規定に基づき責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社へ返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺し、残額を支払います。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
パンフレットに記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
パンフレットに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した運送機関の種類(航空機・鉄道・船舶・自動車等)または会社名の変更	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した宿泊機関の種類(ホテル・コンドミニアム等)または名称の変更	1.0%	2.0%
パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観またはその他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
前各号に掲げる変更のうち(パンフレットのツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

(注1) 旅行日程表が交付された後は、「パンフレット」は「旅行日程表」と読替えます。

(注2) については「旅行開始日」「旅行終了日」それぞれ1件として算出します。

(注3) については「入場する観光地」「観光施設」それぞれ1件として算出します。

(注4) については、利用日数にかかわらず、1フライト1乗車1乗船ごとに1件として算出します。

(注5) については1フライト1乗車1乗船ごとに1件としますが、「種類」「会社名」の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例としてA航空(Yクラス)からB航空(Cクラス)のように等級がより高いものへの変更を伴うときは、補償対象外とします。

(注6) の中で「種類」「名称」の同時変更が発生しても合わせて1泊ごとに1件として算出します。

(注7) の中で複数の同時変更が発生しても合わせて1件として算出します。また一例として1人部屋から2人部屋への変更、スタンダードルームからスイートルームへの変更のように変更の対象ごとに好条件の部屋への変更のときは補償対象外とします。

(注8) の中で「客室の種類」とは、スタンダード、デラックス、スイート、1人部屋、ツイン・ダブル等の2人部屋、3人部屋等のことをいいます。

(注9) の中で「客室の設備」とは、「シャワーおよびトイレの設備の有無のことをい」「その他の客室の条件」とは、階数指定、隣部屋指定または禁煙部屋指定のことをいいます。

(注10) の中で、下記の場合には、現地の慣習により変更発生とはみなしません。

カップル(ご夫婦・ハネムーン・12歳未満の男女の組合せ・12歳未満の子どもと大人の組合せ等)

B同性同姓(12歳未満の子ども同士または大人と12歳未満の子どもを組合せ等)

## 24. その他

[危険情報・衛生情報]

- (1) 渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出される場合があります。お申込みの際に当社より「海外危険情報に関する書面」をお渡しいたします。
- また、「外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)」でもご確認ください。
- (2) 渡航先の衛生状況については、

「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ(<http://www.forth.go.jp>)」でもご確認ください。

【旅行契約に含まれない費用のご負担】

(3)お客様が個人的な案内・買物等をコンダクター・現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による持物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

【お買物についての注意】

(4)お客様の便宜を図るためにお土産店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

【子ども代金・幼児代金】

(5)子供代金は、旅行開始日当日を基準に満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空機座席を使用しない方に適用します。但し、インドネシア国内で参加されるオプションツアーの内容によっては現地主催会社の基準により子供代金の適用年齢が10歳未満になる事もございます。

【オプションツアー】

(6)当社がパンフレットに記載した「オプションツアー」とは、現地旅行会社等が現地旅行会社等の名で実施する小旅行で、当社が実施する募集型企画旅行ではありません。従ってお客様は別個の料金をお支払いいただく任意に参加することができます。

契約は現地の法令または慣習に基づいて現地旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。

契約の成立は、現地旅行会社等が承諾した時に成立します。

契約成立後の解除・取消料については、お申込みの際、現地旅行会社等に確認願います。

現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

【マイルージサービス】

(7)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイルージサービスを受けられる場合がありますが、この場合、同サービスに関するお問合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合でも、当社はその理由の如何にかかわらず第20項(2)に従い責任を負いません。

【再旅行の実施】

(8)当社はいかなる場合においても旅行の再実施はいたしません。

【ご氏名の英文スペル記入上のご注意】

(9)旅行お申込時点の氏名はバスポートに記載されているとりのローマ字綴りで正確に当社にお知らせください。氏名を誤ってお申込みされた場合には、航空券の再発券や関係機関等への氏名訂正連絡等が必要となります。その場合、別途手配旅行契約(航空券手配)締結の対象となる場合があります。なお、関係機関等により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合があります。この場合にも第16項の当社所定の取消料の対象となります。

【緊急事態が生じた場合の保護措置と費用のご負担】

(10)旅行中に、事故等が生じた場合は、直ちに旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。

(11)当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わねばなりません。

## 25. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は、当社・キャンペーンのご案内・旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願いにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。なお、これらの運用への個人データの提供の停止をご希望される場合は、お申出ください。

(2)個人情報の取扱いに関するお問合せ先

当社「個人情報お客様相談室」または当社ホームページをご参照ください

## 26. 本旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレットに明示した日となります。